

証券総合サービス約款・規定集の 一部改定新旧対照表

2026 年 2 月
極東証券株式会社

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第3条の2（共通番号の届出） お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第14条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客さまに交付いたします（郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。	第14条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客さまに交付いたします（郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。
第15条（取引残高報告書等） (1)～(2) (現行どおり) (3) 当社は、(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行どおり) (4)～(7) (現行どおり)	第15条（取引残高報告書等） (1)～(2) (省 略) (3) 当社は、(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (省 略) (4)～(7) (省 略)

第 4 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第1条（約款の趣旨） (1) (現行どおり) (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融	第1条（約款の趣旨） (1) (省 略) (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融

新	旧
商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。	商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の<u>金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)</u>に取次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。
第7条（配当等の処理） (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u>	第7条（配当等の処理） (1)～(7) (省 略) (新 設)
第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (現行どおり) ⑤ ①イ、②及び③により売却処分した代金については、前条(1)②イ並びに同条(2)から(5)まで及び(7)の規定に準じて処理するものとし、同条(8)の規定はその支払いについて準用します。 ⑥ (現行どおり)	第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (省 略) ⑤ ①イ、②及び③により売却処分した代金については、前条(1)②イ並びに同条(2)から(5)まで及び(7)の規定に準じて処理します。 ⑥ (省 略)
第23条（取引残高報告書の交付） (1) (現行どおり) (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。	第23条（取引残高報告書の交付） (1) (省 略) (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

新	旧
(3) (現行どおり) 附則（令和8年3月1日） (1) 第7条(8)(第8条⑤において準用する場合を含む。)の改正は、令和12年10月1日より施行します。 (2) 改正後の第7条(8)(第8条⑤において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条①イ、②及び③により売却処分した代金)についても適用します。	(3) (省 略) (新 設)

第 11 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1) (現行どおり) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、<u>当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)</u>があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知の提出又は提供</u>があつた場合には、同日)において設けられます。 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)～(2) (現行どおり) (3) 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位(1口又は共有	第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1) (省 略) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)</u>において設けられます。 第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)～(2) (省 略) (3) 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位(1口又は共有

新

持分の割合である場合は1単位)は 10,000 円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただきません。

第7条（譲渡の方法）

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- (2) (現行どおり)

- (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第9条の5（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）

お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引について

旧

持分の割合である場合は 1 単位)は 1,000 円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただきません。

第7条（譲渡の方法）

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- (2) (省 略)

- (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第9条の5（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。

新	旧
は、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。 第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。 ①（現行どおり） ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第23項第2号の規定により、「出国届出書」を提出していただきます。 ③（現行どおり） 第14条（契約の解除） (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（現行どおり） ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③（現行どおり） ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤（現行どおり） (2)（現行どおり）	第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。 ①（省 略） ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第22項第2号の規定により、「出国届出書」を提出していただきます。 ③（省 略） 第14条（契約の解除） (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①（省 略） ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③（省 略） ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤（省 略） (2)（省 略）

第 12 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

（下線部分変更）

新	旧
第9条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） (1) 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未	第9条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止い

新	旧
成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日 ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日 ③ 2026 年 1 月 1 日	たします。 (新 設)
第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） (1) 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日 ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日 ③ 2026 年 1 月 1 日	第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (新 設)
第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年以後の各年(その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第 6 号に規定する特定非課税累	第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第 6 号に規定する特定非課税累

新	旧
積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①（現行どおり） ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ <u>第18条(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u> ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日	積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①（省 略） ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 （新 設） ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日